

SSKS 療育ねっとわーく川崎

2020年4月20日発行
No.229 (2800部)
NPO 法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり



相談Q ケア会議(サービス担当者会議)
ものを耳にすることがあったのですが、ケア会議(サービス担当者会議)とはどのようなことをするのですか?

A ケア会議(サービス担当者会議)
とは、福祉サービスを利用されている方に関わっている関係者が(相談支援専門員、サービス事業所、訪問看護ST、区役所の担当者など)集まって、福祉サービスを利用されている当事者及びご家族と共に、サービスのあり方について確認をしたり、課題などの検討を行います。

Q ケア会議(サービス担当者会議)とは、どのような時に行われるのですか?

A 福祉サービスを初めて利用される時に、相談支援専門員がご本人やご家族に、どのようなご希望があり、どのような生活を送りたいかなどをお聴きし、必要な福祉サービスを調整し、サービス等利用計画案という書類を作成します。このサービス等利用計画案を元に、最初のケア会議(サービス担当者

2020年度会員 入会申込みが始まります!

「NPO 法人療育ねっとわーく川崎」は、20周年を迎えます!

病気や障がいがあっても、家族に囲まれ地域での生活を豊かに過ごすこと、そして家族もまた一人の人間として豊かな生活を送ること、この二つを両立させるためには、家族全体を支える地域の力が必要です。

一人ひとりの生活を豊かにするケアを家族だけに任せない、そんな地域の力を集める場所、これが療育ねっとわーく川崎です。

この理念を実現するために、必要な人に、必要な支援が届くように、現在様々な事業や活動を展開しています。皆さまに支えられ、20年経ちました。今年度は20周年の記念イベントも企画していますので、どうぞ楽しみにしててください。これからも療育ねっとわーく川崎の活動を応援して下さい!

同封の振込み用紙にて、会費のお振込みをお願い致します。
正会員会費・利用会員会費・賛助会費の別を必ずお書きください。
会員には毎月会報をお届けします。

【年会費】 (※入会金なし)

- ◎正会員…特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎の議決権を有す会員。2,500円
- ◎利用会員…利用者ご本人で、療育ねっとわーく川崎のサービス利用を目的とし、議決権を有しない会員 2,000円
- ◎賛助会員…議決権を必要としない利用者のご家族には、こちらをおすすめします。1口～ 何口でもかまいません。

賛助会費 1口1,000円

入会に関するお問合せは・・・
TEL: 044-930-0160 FAX: 044-930-0128 メール: jimukyoku@rond.jp までどうぞ。

第20回 定期総会のお知らせ

2020年6月25日(木)に予定していた定期総会は、新型コロナ拡大防止のために、会議の参集はせず、「書面による表決」とします。正会員の方には14日前までに「議案書」を送付します。その際、書面表決の文書も同封いたします。よろしくお願ひします。

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費一口 1000円

ドキュメンタリー映画 「普通に生きる」続編 待望の新作完成!!

ドキュメンタリー映画 「普通に生きる」続編

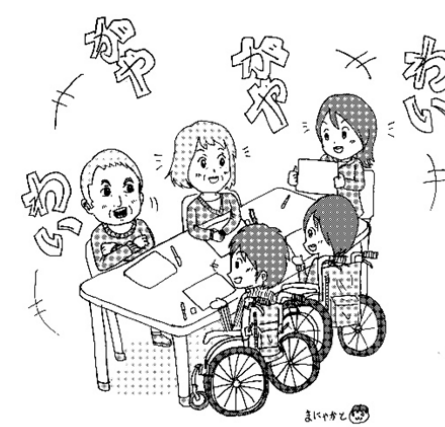
普通に死ぬ

～いのちつなげて～

日時 2020年5月27日(水)に予定した映画会は、新型コロナ感染が終息するまで、延期とします。

今月号の目次

こんなときどつするの.....1
障害者差別解消法(当事者家族から).....2
相談支援とは・計画相談.....3
お知らせ.....4
療ねひろば・医ケア交流会.....5
缶バッヂデザイン大募集.....6
未来の福祉施設を作る親の会.....7
地域活動支援センターGDP.....8



Q ケア会議(サービス担当者会議)の場、私たちは何をすれば(言えは)いいのでしょうか?

A 基本的には、ケア会議の前に相談支援専門員がご本人に最近のご様子などのお話しを伺い、今の状況で生活等に問題はないかを確認してから、ケア会議を行いますので、事前のお話しの際に、困っていることや新しいご希望等がありましたら、相談支援専門員にお伝えください。ケア会議当日はサービス事業所や関係機関から、現在の

会議)を行います。すでに福祉サービスをご利用の方は、利用する福祉サービスにも異なりますが、おおむねご本人の誕生日かそれ以前役1ヶ月前の間と、モニタリングといわれる月。(モニタリングをする時期は、利用者の生活環境やサービス内容により異なります) または生活環境に変化があったり、福祉サービスの利用に増減が必要になった場合に、ケア会議(サービス担当者会議)を行う場合があります。



相談支援とは・計画相談について

のり 紀さんの制度情報

相談支援事業の役割の中に、計画相談というものがあります。厚生労働省の説明によりますと、以下のような内容になります。

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

またここでケアマネジメントという横文字が出てきますが、簡単に言ってしまうと、みなさんの自己決定・自己選択を複数のサービスと結びつけ、地域生活を支援していきます。ということになります。

なぜ計画相談が必要か

平成21年の政権交代後、障害当事者や障害者福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等で構成される「障がい者制度改革推進会議」が開催され、障害者制度の見直しに向けた検討が始められました。その後多くの障害者・団体から不十分との意見を残したまま、平成24年に現在の総合支援法が施行され、計画相談については、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていましたが、障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、平成27年4月より、全例について相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」となったという経緯があります。

※また難しい法律の話で恐縮ですが、この間の経緯は私たち障害者及び福祉事業所にとって、とても重要な事がたくさんあり、厚生労働省・行政の対応がわかりますので、余裕のある方はぜひ、調べてみてください。

計画相談の実情は

上記の説明で、全例について相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。とありますが、実際のところ全国的（特に川崎市は）計画相談を作成する、相談支援専門員の数が足りておりません。直近の公表データによりますと、川崎市の相談支援専門員が作成している数は50%強しかありません。

では残りの人は？ ほとんどの方は、経過的セルフプランと言って、役所の方が相談支援専門員に代わって、サービス等利用計画を作成しています。

他にごく少数ですが、ご自分やご家族が自ら希望し、申請者の意思決定が担保される場合にセルフプランといって、ご自分やご家族自らのサービス等利用計画を作成する場合があります。

計画相談の今後

上記にもある通り、原則は相談支援専門員が作成する。ということになっていますので、今後、相談支援専門員を増員し、相談支援専門員が計画相談を担う。という方向性になります。これがそう簡単にはいかないのですが、今後の川崎市には相談支援体制の再編案があるようですので、どのようにな再編を示して改変されていくのか、しっかり説明をお聞き注目していきたいと思います。

しょうがいしゃさべつかいしょうほうとうじしゃかぞく 障害者差別解消法（当事者家族から）

少し遅くなってしまうましたが、東日本大震災から9年が経ちました。あまりの被害の大きさに今でも何も言葉に出来ませんが、川崎に住んでいるひとりの中学2年生(当時)として、震災当日を振り返ってみようと思います。

あの日は、金曜日でした。母親は何かの用事で外出しており、昼前後には帰宅していたような記憶が曖昧ながらもあります。地震発生時も母親と2人で自宅の1階にいました。まず最初は比較的弱く揺れ始めましたが、なかなか収まりません。次第に揺れが強くなっていき、今まで経験したことのない強さの揺れに恐怖を覚えました。あまりの強さに、揺れている最中にととう首都直下型地震が発生したのだと考えていました。揺れが強くなってからは、ベッドの上で横たわっていた私の体に母親が覆い被さって、私を守ろうとしてく

れたことはよく覚えていました。

地震後は、当時養護学校の訪問授業を受けていたため、たしか15時か15時半ごろに訪問授業の予定でした。先生は路線バスで訪問すること、予定時間からはそれほど遅れず自宅に着きましたが、状況が状況のため、授業は中止になりました。その次は、夕方の16時か17時台に訪問入浴の予定です。そのヘルパーさんも予定時刻からいくらか遅れたものの来てくださり、入浴するか確認されましたが、余震が怖かったため、こちらから中止してもらいました。また、途中からはすぐに屋外へ避難できるように、背もたれの高さが足りず体に合っていない車椅子に座り続け、肉体的に辛かったことを覚えていきます。

その後は、深夜までテレビの臨時ニュースを見続けました。テレビは東北の太平洋沿岸に大津波警報が発

令されたと報じていましたが、まさか本当にあの規模の巨大津波が来るとはあまり思っていませんでした。夜になったころかと思いますが、津波の被害で仙台市で200名の遺体が見つかったと報じられ、愕然としました。

翌日以降は、津波の影響が徐々に明らかになって被害の甚大さを認識するとともに、原発がどうなってしまうのかという自然災害とは違い被害の見当すらつかない恐怖を感じていました。また、後日3月中にショートステイを利用した際に、当時関東でも食品不足で納豆がなく、入荷しても少量だったりわざわざ九州から取り寄せたものを買ったりしたことが記憶に残っています。

今回は、この文章を書くにあたり当時のことを思い出しましたが、一部記憶が曖昧になっている箇所がありました。あれほど衝撃的だった日も時間の流れとともに忘れてしまいます。私のこの特別な経験でも何でもない文章を読んで、みなさんが当日のことを思い出して震災の日の記憶を取り戻していただければ幸いです。（金子文俊）

療育ねっとわーく川崎のみなさんへ

岩手県山田町からメッセージが届きました。日々の生活は大切ですが、生活より大切なものは命を守るという事です。命あつての生活です。

私達は震災の時に色々な経験をしました。急な津波によって生死を分けられ、そして衣食住すべてを失くし日常生活が急変し、それが何日も続きました。たくさんの方の支援のおかげで少しずつ生活ができるようになり、今では、元通りの環境ではありませんが不自由なく生活できております。それもこれも命があつてこそできたことです。

今は生活が不便かもしれませんが、ですが命あつてこそ生活です。不便でも耐えることが必要だと思います。震災のように全てが失くなったわけではありません。緊急事態宣言が出された今も衣食住ができるのです。そして準備や対策をする時間もあるのです。

岩手では唯一感染者がゼロとなっておりますが、私個人はすでにいるのではないかと思っております。県内でも不要不急な外出を控えたりなど、皆、対策をして日々過ごしている状態です。一人一人が対策を心がける事で感染は防げます。個々の他人を思いやる心が一番大事で、その心が集まり団結が生まれます。人として最も大切な思いやりの精神で今できる、命を守るという行動を取ってください。共に頑張りましょう。（2020年4月13日）